

リース資産の使用状況等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表六(十六)

平成二十・四・一以後開始事業年度又は連結事業年度分

各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細

御注意	事業年度又は連結事業年度	1	・	・	・	・	・	・	・
平成20年4月1日前に開始した事業年度については、平成20年改正前の法人税法施行規則別表六(十四)(旧別表六(十四))を御使用ください。	総調整前連結税額基準額 〔平成20年改正前の別表六の二(七)「27」〕 $\times \frac{20}{100}$	2	円	円	円	円	円	円	円
	税額基準額又は個別帰属額基準額 〔平成20年改正前の別表六(十二)「14」又は 平成20年改正前の別表六の二(七)「2」〕 $\times \frac{20}{100}$	3							
	控除の さ特 れ別 た控 法除 人額 税	取得に係るもの (平成20年改正前の別表六(十二)「18」又は 平成20年改正前の別表六の二(七)「8」)	4						
		リースに係るもの (平成20年改正前の別表六(十二)「23」又は 平成20年改正前の別表六の二(七)「15」)	5						
		前期繰越分に係るもの (平成20年改正前の別表六(十二)「26」又は 平成20年改正前の別表六の二(七)「21」)	6						
		計 (4) + (5) + (6)	7						
	翌た度 期繰 超 に越 過 税額 り額 繰 越 控 除 され 限	取得に係るもの (平成20年改正前の別表六(十二)「30」の合計又は 平成20年改正前の別表六の二(七)「39」の合計)	8						
		リースに係るもの (平成20年改正前の別表六(十二)「33」の合計又は 平成20年改正前の別表六の二(七)「42」の合計)	9	内	内	内	内	内	内
		計 (8) + (9)	10						

リース資産の明細

供	用	年	度	11	・	・	～	・	・	・	・																				
設	備	の	名	称	12																										
賃	借	年	月	日	13	昭	平	・	・	昭	平	・	・																		
事	業	の	用	に	供	した	年月	日	14	昭	平	・	・																		
リ	ー	ス	契	約	終	了	年月	日	15	平	・	・	平	・	・																
リ	ー	ス	契	約	期	間	の	月	数	16	月	月	月	月	月																
リ	ー	ス	費	用	の	総	額	17	円	円	円	円	円	円																	
リ	ー	ス	料	(月	額)	18																							
当	期	に	お	い	て	使	用	した	期間	19	月	月	月	月	月																
当	期	に	お	い	て	支	払	う	リース料	20	円	円	円	円	円																
当	期	に	お	い	て	事	業	の	用	に	供	し	な	く	な	った	年月	日	21	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・
使	用	の	状	況	22																										
事	業	の	用	に	供	し	な	く	な	った	事由	23																			

別表六（十六）の記載の仕方

1 この明細書は、平成19年改正前の措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成17年改正前の措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成16年改正前の措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成15年改正前の措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の8第3項（事業化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成13年改正前の措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成12年改正前の措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成11年改正前の措置法第42条の7第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは平成7年改正前の措置法第42条の7第15項（高度化機械を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成19年改正前の措置法第68条の12第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成17年改正前の措置法第68条の12第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成16年改正前の措置法第68条の12第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成15年改正前の措置法第68条の11第3項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）、平成15年改正前の措置法第68条の11第3項（事業化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含みます。）で平成19年改正前の措置法令第27条の7第19項（平成7年改正前の措置法令第27条の7第27項において準用する場合を含みます。）（確

定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合又は平成19年改正前の措置法第68条の12第3項、平成17年改正前の措置法第68条の12第3項、平成16年改正前の措置法第68条の12第3項若しくは平成15年改正前の措置法第68条の11第3項若しくは第68条の12第3項の規定の適用を受けた連結法人（平成19年改正前の措置法第42条の7第3項、平成17年改正前の措置法第42条の7第3項、平成16年改正前の措置法第42条の7第3項、平成15年改正前の措置法第42条の7第3項若しくは第42条の8第3項の規定の適用を受けたものを含みます。）で平成19年改正前の措置法令第39条の42第23項（連結確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細」の各欄は、前期以前のこの明細書の各欄の数字を記載します。

3 「リースに係るもの9」欄の内書には、同欄に記載すべき金額に事業基盤強化設備に係るものと高度化機械に係るものがある場合には事業基盤強化設備に係るものを記載します。

4 「リース資産の明細」の各欄は、当期前において事業の用に供したリース資産（既に当期前において事業の用に供しなくなったものを除きます。）についてその明細を記載します。

なお、各欄の記載は、平成20年改正前の別表六（十二）（旧別表六（十二））、平成20年改正前の別表六（十三）（旧別表六（十三））及び平成20年改正前の別表六の二（七）（旧別表六の二（七））の記載に準じて記載してください。